

立川市災害医療協議会設置要綱

(設置)

第1条 大規模な災害の発生に備え、関係機関が連携した実効性の高い医療救護体制の構築を図るため、立川市災害医療協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 災害時における医療救護活動に関すること。
- (2) 災害時における関係機関との協力体制に関すること。
- (3) 災害時における傷病者の搬送体制に関すること。
- (4) 医薬品、資器材等の備蓄に関すること。
- (5) 関係機関との合同訓練に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、立川市長（以下「市長」という。）が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、保健医療部長を充て、副会長は、委員のうちから会長が指名する。

3 委員は、次の各号に掲げる者につき、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 一般社団法人立川市医師会が推薦する者 1人
- (2) 一般社団法人東京都立川市歯科医師会が推薦する者 1人
- (3) 一般社団法人立川市薬剤師会が推薦する者 1人
- (4) 公益社団法人東京都柔道整復師会多摩中央支部が推薦する者 1人
- (5) 公益社団法人東京都助産師会北多摩第一地区分会が推薦する者 1人
- (6) 立川市災害医療コーディネーター等設置要綱（平成27年立川市要綱第36号）第1条に規定する立川市災害医療コーディネーター 1人
- (7) 立川市災害医療コーディネーター等設置要綱第1条に規定する立川市災害歯科医療コーディネーター 1人
- (8) 立川市災害薬事コーディネーター設置要綱（平成30年立川市要綱第26号）第1条に規定する立川市災害薬事コーディネーター 1人
- (9) 東京都地域災害医療コーディネーター 1人

- (10) 立川市内に所在する災害拠点病院が推薦する者 当該病院ごとに1人
- (11) 立川市内に所在する災害拠点連携病院が推薦する者 当該病院ごとに1人
- (12) 立川市内に所在する災害医療支援病院が推薦する者 当該病院ごとに1人
- (13) 東京都多摩立川保健所の職員 1人
- (14) 警視庁立川警察署の職員 1人
- (15) 東京消防庁立川消防署の職員 1人
- (16) 危機管理対策室長
- (17) その他市長が必要と認める者

4 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

第4条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席又は資料の提出を求めることができる。

(謝礼)

第6条 第3条第3項第1号から第12号までに掲げる委員には、日額10,800円の謝礼を支払う。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は保険医療部健康推進課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。